

# 今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和2年6月9日(火)  
午後2時00分から午後2時30分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室1号、2号
3. 委員の定数及び出欠等

定数 24名 (現に在任する委員 23名)

議長(会長) 18番 岡田 勝利 (会議規則第7条)

出席委員数 13名

1 浅川文雄	3 阿部馳夫	7 石丸昭二	9 益田省三
10 伊藤博明	11 清水重鬼	13 桑田誠	15 新居田守
16 津吉利幸	17 吉井一浩	18 岡田勝利	19 藤本博
23 河村壯吉			

欠席委員数 10名

2 矢野邦男	4 竹内健二	5 岡林興通	6 近本静信
8 宇佐美俊典	12 越智要	14 森京典	20 野間義郎
22 松岡一誠	24 近松安文		

4. 議事に関与する職員

局長	越智直紀
次長	二宮一成
主査	藤坂貞仁
主査	谷内義孝

## 5. 議事

### 議案第 22 号

農用地利用配分計画関係(利用権の転貸) (受付番号 1)

### 議案第 16 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について (受付番号 1～6)

### 議案第 17 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について (受付番号 1～13)

### 議案第 18 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について(受付番号 1)

### 議案第 19 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について (受付番号 1～12)

### 議案第 20 号

農業振興地域整備計画変更(編入)について (受付番号 1)

### 議案第 21 号

農業振興地域整備計画変更(除外)について (受付番号 1～4)

### 報告第 11 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について (受付番号 1～6)

### 報告第 12 号

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について  
(受付番号 1)

### 報告第 13 号

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
(受付番号 1～5)

報告第 14 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（受付番号 1 ～ 5）

## 6. 議事録

- 議長 ただ今から令和2年度第3回の総会を開催いたします。  
それでは、議案の審議に入りたいと思います。  
本日は、委員23名中12名の出席となっており、本会は成立しております。  
議事録署名人に1番 浅川 文雄 委員、13番 桑田 誠 委員両委員を私から指名させていただきます。
- 議長 議案第22号 農用地利用配分計画関係について  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、ご説明いたします。  
議案第22号は、農用地利用配分計画関係であります。  
[農用地利用配分計画1] 今治市長より令和2年5月15日付で、農用地利用配分計画の意見を求められています。  
平成28年度第10回総会におきまして、ご意見を賜りました農用地利用配分計画のうち、朝倉地区の1件、面積4,233㎡につきまして、農地中間管理事業に基づき、受け手から別の受け手に対し権利の移転を行うものです。  
それに対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程による、農用地利用配分計画の意見聴取となっております。
- 議長 説明が終わりました。  
農用地利用配分計画について、ご意見、ご質問ありませんか。
- 全議 員 (意見、質問なし)  
議長 それでは、農用地利用配分計画につきまして、原案どおりということよろしいでしょうか。
- 全議 員 (異議なし)  
議長 それでは原案どおり適当といたします。
- 議長 議案第16号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、ご説明いたします。  
議案第16号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。
- [受付番号1] 申請地は玉川町大野にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は234㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号2] 申請地は玉川町大野にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は414㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

事務局 [受付番号3] 申請地は菊間町松尾にある農地4筆で、登記地目は田、畑、面積は合計2,853㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号4] 申請地は菊間町松尾にある農地1筆で、登記地目は田、面積は64㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号5] 申請地は菊間町松尾にある農地1筆で、登記地目は田、面積は36㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号6] 申請地は吉海町津島にある農地4筆で、登記地目は畑、面積は合計3,764㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

合計6件、12筆・7,365㎡となっております、地元委員さん1～3名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。  
(意見、質問なし)  
議長 原案どおり非農地に判断することに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)  
議長 それでは、原案どおり判断いたします。

議長 議長第17号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。  
議長第17号は、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号1] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は453㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号2] 譲受人は〇〇才の会社員兼農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は472㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号3] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は3筆で、地目は田、面積は合計3,480㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号4] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は238㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

- 事務局 [受付番号 5、  
受付番号 6] 関連議案ですので、一括して説明します。  
譲受人は〇〇才の会社員、受付番号 5 の申請地は 2 筆で、地目は田、面積は合計 1,942 m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。  
受付番号 6 の申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 1,086 m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。  
今回、譲受人が新規就農のため許可日から 10 年間の使用貸借権の設定を受けるものであります。  
なお、農地取得後における農業経営調書が申請書に添付されております。
- [受付番号 7] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 4 筆で、地目は畑及び樹園地、面積は合計 2,060 m<sup>2</sup>で、現在、野菜及び柑橘を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 8、  
受付番号 9] 関連議案ですので、一括して説明します。  
譲受人は〇〇才の農業者、受付番号 8 の申請地は 2 筆で、地目は畑及び樹園地、面積は合計 3,817 m<sup>2</sup>で、現在、野菜及び柑橘を栽培しております。  
受付番号 9 の申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 1,103 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、受付番号 8 については、譲受人が父から贈与による所有権移転を受けるものであり、受付番号 9 については、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 10] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 2 筆で、地目は畑、面積は合計 1,450 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、譲受人が小作地解放のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 11] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 351 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 12、  
受付番号 13] 関連議案ですので、一括して説明します。  
譲受人は農業協同組合、受付番号 12 の申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 574 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
受付番号 13 の申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 601 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、譲受人が実証展示や新規就農者への教育、研修に活用するため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第 3 条第 1 項許可申請に係る申請書の要件確認書をご覧ください。

それでは、農地法第 3 条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
  - ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
  - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
  - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
  - ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
  - ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
  - ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であると思われま。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全 員 (意見、質問なし)  
議 長 許可することに、ご異議ございませんか。  
全 員 (異議なし)  
議 長 それでは、そのようにいたします。

議 長 議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それではご説明いたします。  
議案第 18 号は農地法第 4 条の規定による許可申請、第 19 号は農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございます。

事 務 局 [議案第 18 号 申請人は社会福祉事業を営む法人、申請地は富田地区高市の 3 筆で、地目は畑、面積は合計 417 m<sup>2</sup>でございます。  
受付番号 1] この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が養蚕業生産品の加工場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま  
す。事業計画につきましては、申請人は社会福祉法人として障がい者の自立支援事業に取り組んでいますが、この度、新たな取り組みとして養蚕生産品であるシルクパウダーの生産を始めるに当たり、一体利用地にある既存建物をシルクパウダー加工場として利用し、自己所有地である申請地を加工場への進入路として整備しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 5 月 15 日で、許可日から令和 2 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。  
また、開発行為許可申請書の写しが添付されております。

[議案第 19 号 譲受人は農業兼銀行員 1 名、譲渡人は農業兼役員 1 名、申請地は富田地区町谷の 1 筆で、地目は畑、面積は 290 m<sup>2</sup>でございます。  
受付番号 1] この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま  
す。事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいであります、子供の成長に伴い手狭で不便なため、耕作地に近く、実家に隣接する申請地を父親から使用貸借し、農家住宅を建築しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 5 月 15 日で、許可日から令和 3 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 2] 譲受人は宗教法人、譲渡人は農業兼役員 1 名、申請地は富田地区町谷の 1 筆で、地目は畑、面積は 20 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が御旅所を設置するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま  
す。事業計画につきましては、譲受人は、氏子関係者から御旅所設置の要望があったため、申請地を譲り受け、御旅所を設置しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 5 月 15 日で、許可日から令和 2 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。  
なお、本件は違反案件ではありますが、第 2 小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

事務局 [受付番号3] 譲受人は塗料等の販売業を営む法人、譲渡人は飲食業を営む者1名、申請地は富田地区高市の2筆で、地目は田、面積は合計1,411㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天資材置場及び露天貸駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、不足している資材置場の確保、及び新規事業として貸駐車場経営を始めるため、会社に隣接し、利便性の良い申請地を譲り受け、露天資材置場及び露天貸駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年5月15日で、許可日から令和2年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号4] 譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は清水地区中寺の1筆で、地目は畑、面積は330㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、中寺弁天泉公園及び真木歯科から500m以内で、上下水道が前面道路に埋設されている農地であるとの理由から、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在、妻の母親が所有する建物に居住していますが、この度、建物を退去することになり新たな生活拠点を探す必要が生じたため、実家や妻の勤務先に近い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでござい

ます。申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年5月15日で、許可日から令和3年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号5] 譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は清水地区中寺の2筆で、地目は田、面積は合計388㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が貸露天駐車場であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在、県外の事業所に勤務し借家住まいであります。子どもの小学校入学を機に、実家のある今治市内に生活の拠点を置くため、小学校や病院が近く生活環境の良い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでござい

ます。申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年5月15日で、許可日から令和2年12月25日までに事業を完了する予定となっております。

また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号6] 譲受人は農業者1名、譲渡人は農業者1名、申請地は波方地区波方の1筆で、地目は畑、面積は109㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場及び簡易物置庫等を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、自宅敷地が手狭で不便なため、自宅から近く利便性のよい申請地を譲り受け、露天駐車場及び簡易物置庫等を整備しようとするものでござい

ます。申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年5月15日で、許可日から令和2年9月30日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第4小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号 7] 譲受人は電気工事業を営む法人、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は波方地区森上の 1 筆で、地目は畑、面積は 1,325 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を賃借し、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 5 月 15 日で、許可日から令和 2 年 12 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 8, 11] 関連しておりますので、一括してご説明いたします。  
これら 2 件、受付番号 8、11 の譲受人は同一で太陽光発電事業等を営む法人、受付番号 8 の譲渡人は無職の者 1 名、申請地は吉海地区名の 2 筆で、地目は畑、面積は合計 1,476 m<sup>2</sup>でございます。受付番号 11 の譲渡人は無職の者 1 名、申請地は伯方地区有津の 1 筆で、地目は畑、面積は 126 m<sup>2</sup>でございます。  
これらの申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 5 月 15 日で、許可日から令和 2 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 9] 譲受人は太陽光発電事業等を営む法人、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は吉海地区仁江の 1 筆で、地目は畑、面積は 940 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 5 月 15 日で、許可日から令和 2 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 10] 譲受人は会社役員 1 名、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は宮窪地区宮窪の 1 筆で、地目は畑、面積は 754 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、今治市宮窪支所から 500m 以内の農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電システムを設置するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申

請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年5月15日で、許可日から令和2年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 12] 譲受人は発電事業を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は上浦地区井口の1筆で、地目は畑、面積は253㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年5月15日で、許可日から令和2年10月30日までに事業を完了する予定となっております。

事務局

続いて、手元にお配りしている申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であると思われま。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

全議員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全議員 (異議なし)

議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

なお、議案第19号 受付番号5については、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 議案第20号 農業振興地域整備計画変更(編入)について

議案第21号 農業振興地域整備計画変更(除外)について

事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。  
議案第 20 号は、農振農用地区域への編入について、議案第 21 号は、農振農用地区域からの除外について、市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[議案第 20 号 申請者は、農業振興地域整備計画に定められた農用地等の保全の方向に基づき、申請地を農用地であることが条件となる制度の対象と  
受付番号 1] するため、申請地を農用地区域に編入するものであります。

[議案第 21 号 申請者は、転用者が行う分家住宅の建築に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。  
受付番号 1]

[受付番号 2] 申請者は、転用者が行う農業用倉庫の建築に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

[受付番号 3] 申請者は、転用者が行う農家住宅の建築に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

[受付番号 4] 申請者は、転用者が行う露天駐車場に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

なお、本件については、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第 2 号から第 5 号までの各要件も満たしております。

議長 説明が終わりましたがご意見ありませんか。  
（質問、意見なし）  
議長 原案どおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。  
（異議なし）  
議長 それでは、承認することにいたします。

議長 報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について  
報告第 12 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について  
報告第 13 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。  
報告第 11 号は農地法第 3 条の 3 届出、報告第 12 号は農地法第 4 条届出、報告第 13 号は農地法第 5 条届出、報告第 14 号は農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてでございます。  
報告第 11 号につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出、第 12 号及び第 13 号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でございまして、地元の委員さん又は小委員会で、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けまして、第 1 号から第 3 号まではいずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

[報告第 14 号 令和 2 年 5 月 15 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はありとなっております。  
受付番号 1]

[受付番号 2] 令和 2 年 4 月 29 日、受人の転用目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号3] 令和2年5月1日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号4] 令和2年5月1日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号5] 令和2年5月1日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。  
全 員 (異議なし)  
議 長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議 長 他に何かご意見、ご質問はございませんか。  
意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。